

貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

1. 貨物軽自動車運送事業の経営の届出の受理に当たっては、貨物自動車運送事業法施行規則第33条第1項に掲げる届出書の記載事項及び同条第2項に掲げる添付書類の有無について確認し、適切でないと認められるときは、届出者に対し、補正等の指導を行うこととする。

(1) 自動車の数

各営業所に配置する事業の用に供する自動車(以下「事業用自動車」という。)の種別(軽霊きゅう自動車、軽普通自動車(二輪の自動車を除く。))又は二輪の自動車(排気量が125ccを超えるもの)の別)及び事業用自動車の種別ごとの数を記載するものとする。

(2) 自動車車庫

① 原則として営業所に併設されていること。併設できない場合は、営業所からの距離が2キロメートルを超えないこと。

② 計画車両のすべてを収容できるものであること。

③ 使用権原を有すること。

自らが使用権原を有する旨の宣誓書が添付されていること。

④ 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。

都市計画法等関係法令(農地法、建築基準法等)に抵触しない旨の宣誓書が添付されていること。

(3) 休憩睡眠施設

乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。

(4) 運送約款

国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書の記載に当たってその旨を記載させ、約款の添付は不要とする。

(5) 軽自動車の構造等

届出に係る軽自動車(二輪の自動車を除く。)の乗車定員、最大積載量及び構造等が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。

2. 必要に応じ、過労運転、過積載の防止、点検整備等安全の確保、運行管理の適正化等について指導することとする。

3. 運輸支局輸送担当は、三輪以上の軽自動車を使用する貨物軽自動車運送事業の用に供する軽自動車であると認められた場合には、軽自動車検査協会に対し、その旨を連絡するとともに、届出者に対して、軽自動車検査協会に新規検査申請又は自動車検査証記入申請を行うよう指導するものとする。

4. 運賃及び料金の設定届出書については、貨物軽自動車運送事業経営届出書と同時に提出しても差し支えないものとする。

5. 届出事項の変更については、1. に準じて取り扱うものとする。

6. 届出書の様式は、次のとおりとする。

様式1 貨物軽自動車運送事業経営届出書

様式2 貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書